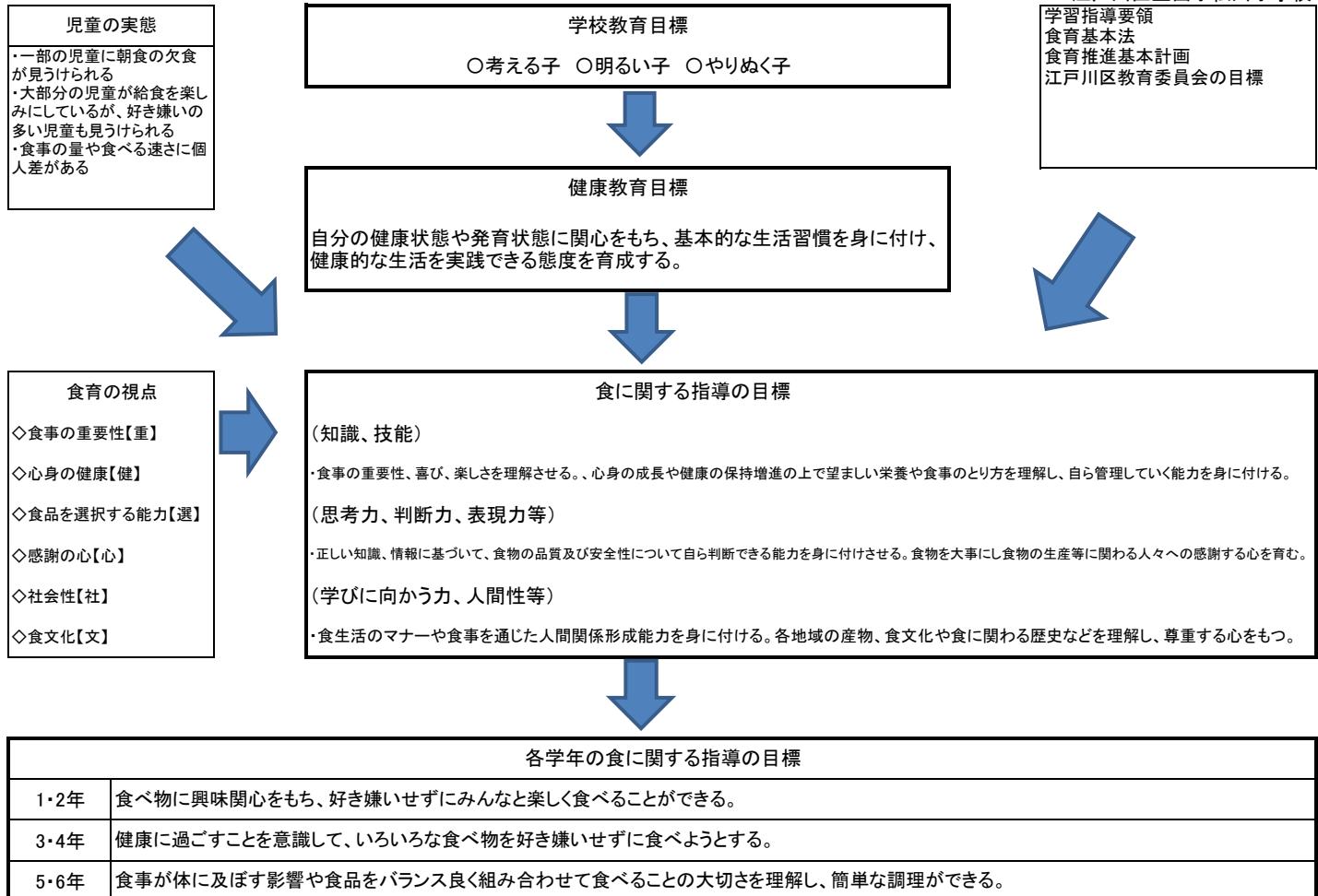


令和6年度 食に関する指導の全体計画①

江戸川区立西小松川小学校

学習指導要領
食育基本法
食育推進基本計画
江戸川区教育委員会の目標



食育推進組織

校長・副校長・栄養教諭・生活指導主幹教諭・保健主任・給食主任、養護教諭・各学年担当教諭

食に関する指導

【教科等における食に関する指導】

関連する教科(生活、社会、理科、家庭、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動 等)において、食育の視点を位置付けて指導する。

【給食の時間における食に関する指導】

給食を食べる経験を積みながら、給食を教材として食品の旬や食文化や教科等で学習したことを確認する。

給食指導として、準備から片付けまで要点を抑えた一連の指導を繰り返し行い、食事のマナーや人間関係形成能力を習得させる。

【個別的な相談指導】

早寝早起き、朝ごはん、食物アレルギー、肥満・やせ傾向、偏食 等の個別的な相談指導を必要に応じて校内職員や家庭と連携して行う。

地場産物の活用

食育の視点に配慮した献立作成、可能な限り国産や旬の食材を選定、江戸川区産の小松菜や東京都産の食材(トピウオ、ムロアジ、あしたば、糸寒天等)を使用、これらの地場産物等の使用について栄養献立黒板や献立表、給食時間に紹介をするなど給食時の指導に活用し、教科等の学習や体験活動と関連を図る。小松菜農家見学等の学習や、児童が考えた江戸川の小松菜を使った献立を給食で提供するなど体験活動と関連を図る。

家庭・地域との連携

江戸川区食育推進会議、学校・学年・学級だより、保健だより、給食だより、学校給食試食会、学校保健委員会、学校給食運営委員会、ホームページなどで発信

食育推進の評価

食に関する指導や学校給食の管理等の活動、児童の実態(残菜等や生活リズム等)